第２回審議会の精査要望事項について

「第１章　総則」について要望のあった事項について、下記のとおり対応

１）「高齢化社会に対応するため」とどこかに「明記してほしい

高齢者に特化した条例でないため

①　第２条第３項に「高齢化社会の進展」として挿入

②　第２条第２項　「消費者の年齢その他の特性」、
第４条（事業者の責務）（４）「年齢の状況」、
第２０条（特性への配慮）「消費者の年齢その他の特性」
ですでに高齢者を意識した条文としてうたっている

２）「消費者の権利」という言葉が入っていない。「消費者が保護されることは権利である」ということを明言すべき

消費者基本法では「目的」で規定しているので、本条例でも、１条で「消費者の権利」を入れた。また第２条（基本理念）で「次に掲げる消費者の権利を尊重する」として、５項目を明記している。

３）第４条の事業者の責務に「品質の向上によって消費者の信頼を確保するよう努める」と入れては

第４条（事業者の責務）第１項第３号に「品質の向上を図るとともに」として挿入